

辻委員（共産）

平成 31 年 2 月 28 日  
教育長 答 弁 実 録  
( 教 育 委 員 会 )

(問) 県教育委員会の教育政策について

県教育委員会が試算している教員採用予定数そのものが、本来の年度当初に必要な教員数を満たしていないのではないかと。だから、年度当初の段階で、新規採用者とほとんど同じ規模の定数内の臨時的任用者が必要となっているのではないかと。結局、教職員定数について、義務標準法の基準をギリギリの目安として、それさえ下回る定数しか認めず、その定数についても 1 割は臨時的任用に頼るという安上がりの教育政策、教員配置が今日の事態を作り出しているのではないかと。「先生が足りない」のではなく、県教育委員会の教育政策のつけが、学校現場、ひいては子どもの教育に重大な影響を与えているということではないかと考える、併せて教育長の所見を伺う。

(答)

本県におきましては、より多くの学校で、少人数指導など個に応じた細やかな指導の充実に取り組むため、法定数の範囲内で、その定数の一部を非常勤講師として活用し、教職員定数の有効活用を図っているところでございます。

また、過去に、教員の採用を抑制してきた時期もございますが、本年 4 月の採用予定者数の公表にあわせて、正規教員の確保に向けた中長期的な計画をお示しし、今後の採用予定者数に、反映させてまいりたいと考えております。